

# 加賀町防犯協会会則

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

本会は、加賀町防犯協会と称する。

### 第2条（組織）

本会は、加賀町警察署管内を区域とし、本会の目的に賛同する町内会、自治会及びこれに協力する団体、事業所等（以下「町内会等」という）をもって組織する。

### 第3条（事務局）

本会は、事務局を加賀町警察署生活安全課に置く。

## 第2章 目的及び事業

### 第4条（目的）

本会は、加賀町警察署管内各町内会等と連携を図り、犯罪のない明るい地域社会を構築するため防犯の普及徹底と青少年非行化防止の諸施策を実践して、各種犯罪を未然に防止することを目的とする。

### 第5条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 自主防犯意識高揚のため、講演会、座談会、映画会等の実施と防犯ホームページの運営。
- (2) 青少年の健全育成に関する協力援助。
- (3) 防犯功労者に対する表彰及び関係機関への推薦。
- (4) 犯罪の予防ならびに少年の非行防止その他警察事象に対する地域、職場における啓蒙活動と警戒活動の実施。
- (5) 防犯指導員、地域防犯連絡員の委嘱ならびに育成。
- (6) 関係機関、団体に対する協力援助連絡。
- (7) その他本会の目的達成に必要な事項。

### 第3章 役員

#### 第6条（役員の数）

本会に次の役員を置く。

- 会 長 1名
- 副会長 10名以内
- 理 事 50名以内
- 監 事 2名
- 会 計 2名

#### 第7条（役員を選出）

町内会等の長及びその推薦するものを理事とし、会長、副会長は、理事の互選により総会において選出し、その他役員については、理事会の議決を経て会長が委嘱する。ただし、理事、監事及び会計の職にあるものに欠員が生じたときは、前任者が所属する事業所等の後任者をもって当てる。

2. 加賀町警察署副署長、生活安全課長の職にあるものは、その在任期間中本会の理事とする。

#### 第8条（役員職務）

会長は、会務を統括し本会を代表する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、本会の重要事項の立案、企画に参画する。
4. 監事は、本会の会計監査に当たる。
5. 会計は、本会の会計を処理する。

#### 第9条（役員任期）

役員任期は、2年とし再任を妨げない。

2. 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

### 第4章 顧問・名誉会長及び相談役

#### 第10条（顧問・名誉会長及び相談役）

本会に顧問及び相談役を置く。

2. 加賀町警察署長及び中区長の職にあるものは、その在任期間中顧問とする。
3. 名誉会長・相談役は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
4. 顧問は、本会の運営について会の諮問に応じ、必要な助言を行うことができる。

5. 名誉会長・相談役は総会及び理事会に出席して、意見を述べるができる。

## 第5章 会議

### 第11条（会議の種別）

本会の会議は総会、理事会とする。

### 第12条（総会）

総会は、会長が毎年1回以上開催して次の事項を審議する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に総会を開くことができる。

- (1) 会則及び細則の変更
  - (2) 予算案及び決算
  - (3) 事業計画
  - (4) その他会長の付議する事項
2. 緊急のため総会を招集することが不可能と認めるときは、書面を送付して賛否を求め、総会の議決に変えることができる。
  3. 総会の議決を必要とする事項で、緊急のため総会を招集することが不可能と認めるときは、理事会の議決をもって総会の議決にかえることができる。
  4. 前項によって処理した事項は、次の総会に報告し承認を求めるものとする。

### 第13条（理事会）

理事会は、会長が必要に応じて招集し、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画の実施運営に関する事項
  - (2) 総会に提出する議案
  - (3) その他本会の事務処理上必要と認める事項
2. 会長は、緊急のため理事会を招集することが不可能と認めるときは、書面を送付して賛否を求め、理事会の議決に変えることができる。

### 第14条（議長及び議事の表決）

本会は会長が招集し、議長となる。

2. 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 第6章 支部

### 第15条（支部の設置）

本会は、事業計画実施の円滑を図るため、地域、職場ごとに支部を設置する。ただし、支部組織については理事会で決定する。

2. 支部に支部長を置く。

### 第16条（支部長の選任）

支部長は、町内会等の長とし会長が委嘱する。

2. 支部長は、支部を代表する。

### 第17条（支部長の任期）

支部長の任期は、2年とし再任を妨げない。

### 第18条（支部長の任務）

支部長は、事務局と連絡を密にして地域、職場における本会事業の中心的な推進を図るとともに、本会の目的遂行に必要な事務を掌る。

## 第7章 会計

### 第19条（経費）

本会の運営に必要な経費は、会費及び補助金並びに寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

### 第20条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第8章 事務局

### 第21条（事務職員の設置）

本会の事務局に事務局員を置き、目的遂行に必要な各種事務を処理させる。

### 第22条（備品、簿冊）

本会の事務局に必要な物品、簿冊を備える。

### 附則

1. この会則は、昭和56年4月1日から遂行する。
2. 加賀町防犯協会細則を別に定める。

## 会則の一部改正

1. 第4章・第10条第3項及び第5項中の「相談役」を「名誉会長・相談役」に改める。(昭和60.6.11)
2. (1) 第3章・第6条の「副会長5名」及び「理事36名」を「副会長10名以内」及び「理事50名以内」に改める。  
(2) 第3章・第7条第2項の「加賀町警察署次長」を「加賀町警察署副署長」に改める。(平成3.9.24)
3. (1) 第3条の「加賀町警察署防犯課」を「加賀町警察署生活安全課」に改める。  
(2) 第5条の「防犯連絡所責任者」を「地域防犯連絡員」に改める。  
(3) 第7条第1項の末尾に「ただし、理事、監事及び会計の職にあるものに欠員が生じたときは、前任者が所属する事業所等の後任者をもって当てる」を加える。  
(4) 第7条第2項の「防犯課長」を「生活安全課長」に改める。  
(平成12.5.15)
4. (1) 第5条(1)「機関誌の発行」を「防犯ホームページの運営」に改める。  
(2) 第12条(1)「会則の変更」を「会則及び細則の変更」に改める。  
(3) 附則1.「慶弔等に伴う特別会計は別に定める」を廃止し、  
2. を1. に、3. を2. に改める。(平成28.6.8)
5. 第2章・第4条の「建設」を「構築」に改める。(平成30.6.12)
6. 第2章・第5条(2)「防犯施設の点検整備。」を廃止し、  
(3) を(2) に、(4) を(3) に、(5) を(4) に、(6) を(5) に、  
(7) を(6) に、(8) を(7) に改める。(令和2.7.10)
7. (1) 第5章・第12条2項に、「緊急のため総会を招集することが不可能と認めるときは、書面を送付して賛否を求め、総会の議決に変わることが出来る。」を加え、2. を3. に、3. を4. に改める。  
(2) 第5章・第13条2項に、「会長は、緊急のため理事会を招集することが不可能と認めるときは、書面を送付して賛否を求め、理事会の議決にかえることができる。」を加える。(令和3.7.16)

# 加賀町防犯協会細則

## 第1条

会則第6条の規定による本会の理事は、町内（自治）会20名、職域団体と事業所で30名以内を基準としてそれぞれ選出する。

## 第2条

会則19条の規定による本会の経理は、予算による。

2. 会計の代行とし事務局は経理を行い、随時経理状況を会計に報告するとともに、年1回監査を受けなければならない。

## 第3条

会則22条の規定により事務局に備える物品、簿冊等は次の通りとする。

1. 簿冊
  - (1) 会則及び細則
  - (2) 加入団体及び役職員名簿
  - (3) 事業執行書類
  - (4) 支部長一覧
  - (5) 会議録
  - (6) 金銭出納帳及びその他会計に必要な簿冊
2. 備品

## 第4条

事務局事務職員の給与規定及び勤務規定

1. 給与規定
  - (1) 正社員 雇入れる際に技術、経験、能力、経歴、年齢、その他条件等の諸要素を考慮の上、会長が決定する。  
退職金は 基本給（月額）×勤続年数 を基準とする。
  - (2) アルバイト 時給×労働時間×日数  
退職金は支給しない。
  - (3) 通勤手当 公共の交通機関を使用して通勤する者に対し、その実費額を支給する。  
(※勤務日数により実費支給若しくは定期券代として支給する。)

## 2. 勤務規定

- (1) 正社員 09時00分～16時00分（月～金）原則として（土、日、祭は休日とする。）  
ただし、必要と認めた場合はこの限りではない。（休日出勤した場合は支障のない限り、振替休日を認める。）  
休憩1時間
- (2) アルバイト 労働時間は、原則として1日4時間とする。  
勤務時間帯は、雇用時に決定する。  
ただし、キャンペーン等諸事情による場合はこの限りではない。

## 第5条 慶弔見舞金

1. 役員及び事務職員（本人）又はその配偶者に対し、弔慰金、傷病、災害見舞金を下記に定める金額を支給する。

|              |         |
|--------------|---------|
| 弔慰金          | 10,000円 |
| 傷病金（入院一週間以上） | 10,000円 |
| 災害見舞金        | 10,000円 |

前項に定める弔慰金の他、供物料として花輪若しくは、これに類するものを贈る。

### 2. 祝金

役員及び事務職員が国家社会に特に功績が認められ褒章及び叙勲を受けられた者に祝金として下記に定める金額を当該年度内に支給する。

30,000円

## 第6条 表彰規定

会則第5条（4）に基づき、防犯功労者を称え、総会時に加賀町警察署長と加賀町防犯協会会長連名に依る表彰を行うものとする。

1. 協会活動に対し、永年にわたり積極的に活動に協力且つ安全安心まちづくりに多大な貢献をした団体及び個人
2. 前項の表彰は、賞状のほか賞品を授与する。
3. 上記のほか全国、県防連、市防連、警察本部長賞の推薦を実施する。

## 第7条 退会規定

1. 退会を希望する会員においては、1ヶ月前に所定様式により退会届を提出する。  
ただし、会費の返納はしない。
2. 会費を3年間以上未納した場合は自動的に退会とする。

## 第8条 個人情報などに関する禁止事項

事務局は会員等の個人情報について各号に掲げる事項を禁止する。

- (1) 不正な手段により個人情報等を招集すること。
- (2) 当初の収集目的以外で個人情報等利用すること。
- (3) 職務上知りえた個人情報を職場又は職務の範囲内を超えて、他人に提示・利用・提供させてはならない。
- (4) 業務上の必要なく管理区域及び取扱区域に立ち入ること。
- (5) 業務上の必要及び権限がなく個人情報ファイルにアクセス又は閲覧し、保管された個人情報等を記録すること。
- (6) 退職後も同様とする。

## 第9条 「加賀町防犯協会 会員」の看板

- 1 会員には、「加賀町防犯協会 会員」の看板を交付する。
- 2 「加賀町防犯協会 会員」の看板が、破損等により使用出来なくなった場合は、必要により交換する。
- 3 退会する会員は、「加賀町防犯協会 会員」の看板を、返納する。



## 細則の一部改正

- 1、 第1条中「町内（自治）会20名、職域団体名10名、事業所20名」を「町内（自治）会20名以内、職域団体と事業所で30名以内」と改める。 （平成15.5.20）
2. (1) 第2条2. 「会計は随時経理状況を会員に報告するとともに、」を「会計の代行とし事務局は経理を行い、随時経理状況を会計に報告するとともに、」と改め、「第2条3. 会計に次の簿冊を置く(1)金銭出納帳 (2)収支証書綴」を全文削除。  
(2) 第3条1. 簿冊 (1)「会則」を「会則及び細則」と改め、(6)に「金銭出納帳及び」を追加する。  
(3) 新たな規定として第4条、第5条、第6条、第7条、第8条を追加する。 （平成28.6.8）
3. (1) 第3条 1. 簿冊 (4)「支部長名簿」を「支部長一覧」と改める。  
(2) 新たな規定として第9条を追加する。 （令和5.6.19）